



みんなで考える市町村合併

合併に向けて各種事務事業の調整方針などを了承

第3回新潟地域合併問題協議会



新潟地域の十二市町村で構成する任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」の三回目の会合が、昨年十二月二十五日に新潟市で開催されました。その協議結果を報告します。

協議内容

「合併の方式」は継続協議となり、また、行政制度の調整など今後の事務作業を考慮し、新潟市への編入（白根市など十一市町村の法人格をなくし、新潟市の法人格を存続させる）を前提に進めることを確認し、また「合併の期日」は、平成十七年三月末までを目指すことが確認されました。「議会の議員の任期および定数の取り扱い」「地域審議会」については、各市町村議会の議長が集まって作成した案を、協議会で議論することで一致しました。

なお、「各種事務事業の調整の原則について」「合併建設計画の策定方法について」は、原案（下記参照）のとおり確認されました。

各種事務事業調整の原則について

1 原則として新潟市の制度に統一する。

理由 12市町村の各種事務事業を評価すると、新潟市のサービス水準が上回っているものが52.0%を占め、逆に低いものは8.4%であることから、新潟市の制度に統一することで住民サービスの向上が図られる。また、この場合においても新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げることや、新潟市以外の制度で新市全体として取り組むべきと思われる制度についても十分検討する必要がある。

12市町村各種事務事業評価概要

新潟市のサービス水準が他市町村より低いもの	19件	8.4%
新潟市と他市町村のサービス水準が同等のもの	50件	22.0%
新潟市のサービス水準が他市町村を上回っているもの	118件	52.0%
新潟市と他市町村のサービス水準で上下が混在するもの等	40件	7.6%
	227件	100.0%

2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定期間、激変緩和措置を設ける。

理由 関係市町村の制度で、新潟市の制度にただちに統一すると住民生活や利用者負担に急激な変化をもたらすものについては、経過措置を設けることでその影響を緩和する必要がある。

3 関係市町村の独自の施策については「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

理由 関係市町村においては、伝統や文化、あるいは地域コミュニティに基づいて独自に推し進めてきた事務事業があり、それらは地域に定着したものであることから、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し将来の区制も念頭に置きながら存続について十分検討する必要がある。

ある。また地域に限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討していく必要がある。

(※「政令指定都市の実現を目指す決議」については、広報しろね1月15日号を参照ください)

合併建設計画の策定方法について

- 1 策定方針**
- 合併建設計画は、将来の政令指定都市の実現を念頭に置きながら、合併後の各地域の役割と発展の方向を示し、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、住民福祉の向上と新しいまちづくりを着実に進めるための基本的な指針を定めるものとする。
- また、政令指定都市が実現した場合においては、区制を踏まえ、必要な見直しを行う。
- 2 期間** 平成17年度から平成26年度までの10カ年
- 3 対象建設事業**
- 【任意協議会で協議する事業】**
- ①新市域の一体化や新市の魅力となる広域的に有益な事業
広域幹線道路、広域公園、新産業育成施設、消防システムネットワーク等
 - ②公共施設の統廃合
小中学校、幼稚園、保育園等
- 【事務局で調整し、任意協議会に報告する事業】**
- ③合併後の地域バランスの均衡を図る事業
老人憩の家、コミュニティセンター、図書館、学童保育施設等
 - ④合併しなくても各市町村で実施する通常の事業
道路改良、緑化推進、文化・観光施設、老朽施設の改築等
 - ⑤上下水道等特別会計事業
- *各市町村の総合計画等に基づき、それぞれの財政状況を考慮して策定する。
- 4 合併建設計画の構成**
- | | |
|-------------|------|
| ①合併建設計画の概要 | } 各論 |
| ②合併の必要性と効果 | |
| ③まちづくりの基本方針 | |
| ④まちづくり計画 | } 各論 |
| ⑤概算事業費 | |
| ⑥財政計画 | |

白根市下水道条例など25議案を審議

第8回市議会定例会

十二月六日から十八日まで、平成十四年第八回市議会定例会が開かれました。提案された二十五議案を審議し、全議案を可決・認定しました。また、教育委員会委員の任命については、同意されました。

可決された主な議案

●白根市下水道条例の制定および白根市下水道事業受益者負担に関する条例の制定について

現在進めている公共下水道事業の第一期事業区域が、平成十六年三月に一部供用を開始することに伴い、条例を制定するものです。下水道条例は平成十五年九月一日、受益者負担に関する条例は、公布の日から施行します。

●白根市立中学校施設整備審議会設置条例の制定について

白根中学校について将来計画を明確にする時期がきたことから、この条例を制定し、平成十五年一月一日から施行しています。

●白根市議会の議員の報酬および費用弁償等・白根市職員の給与・白根市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正について

人事院勧告は、厳しい民間給与の状況を反映し、すべての級の給料月

額について引き下げ改定を行っています。さらに平成十五年以降の特例給については支給回数を一回とし、三月期末手当を廃止。六月期と十二月期に配分するとともに、期末手当と勤勉手当の割合を改定します。

●白根市一般会計補正予算（第十号）

既決の予算に一千二百七十八万二千円を追加し、総額を百二十一億四千八百八十万一千円としました。

補正予算の主な内容として、児童福祉対策関連費では、児童扶養手当の制度改正による該当者の増加と、離婚家庭が増えたことによる新規該当者の増加などで追加計上を行っています。

農林水産費では、無登録農業問題を受けて「しろね産果実安全宣言」のPRを行ったことによる、地元市場推進事業補助金を追加しました。

歳入では、計上した歳出補正に伴い、国県支出金、寄附金などを計上。また、当初予算で繰り入れの措置をしていた財政調整基金の一部を、繰り入れしないこととしました。

同意された人事案件

●教育委員会委員の任命

安達京子さん（五十三歳・大通南1）の任命に同意しました。同委員の任期は四年です。

防災意識新たに、勇ましく行進

平成15年消防出初め式



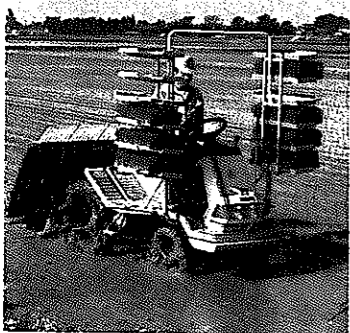
一月五日、新春恒例の消防出初め式が行われました。分列行進には市内の消防団員七十六人と、消防車や救急車など十三台が参加。冷たい風が吹き付ける中、雪に覆われた三の町商店街から産業厚生会館前までをりりしく行進しました。

その後、産業厚生会館で行われた式典では、吉沢市長が消防団員に対し、「団員一人ひとりが防災の重要性を意識し、徹底することが大切です」とあいさつ。無火災分団表彰では、茨曾根・庄瀬・鷲巻・根岸の各分団に表彰状が贈られました。

平成15年度生産調整目標面積決まる

目標面積1,404・08ヘクタール

平成十五年の生産調整は、豊作基調と需給ギャップによるコメ余りから、昨年度の配分を超える過去最大規模の面積になります。



白根市への目標面積は、九五・四ヘクタール増の一、四〇四・〇八ヘクタールになります。二連続いた緊急拡大は廃止。平成十六年度から新たに導入される数量調整手法への円滑な推進を図るため、昨年度同様、コメの作付け面積のガイドライン二、八二三・一一ヘクタール（主食用水稲）も併せて配分となります。

市では「水田農業経営確立推進協議会」で協議し、二月十七日の「生産調整配分説明会及び白根市農業振興協議会」で支援策等を含めた制度を説明し、農家への配分を行います。